

官公需適格組合等の受注機会の増大に関する要望

千葉県官公需適格組合受注促進協議会

わが国経済は、一部に一服感が見られるものの各種経済・金融政策により緩やかな回復基調が続いています。先行きについても雇用・所得環境の改善が続く中で緩やかな回復に向かうことが期待されています。しかしながら、我々中小企業・小規模事業者にとって、県下の情勢は依然として厳しく、少子高齢化に伴う人手不足や後継者問題等の大きな課題があります。また、今年度においては、台風15号、19号の影響により、甚大な被害を受けた企業も多く、厳しい状況に直面しております。

こうした中で、わが国経済を持続的発展の軌道に乗せていくためには、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図り、その事業の活性化を図ることが重要です。

千葉県におかれましては、「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」を策定し、県内中小企業者の受注機会の増大のための措置を講じていただいております。

しかし、千葉県内の発注者においては、中小企業向け発注額の減少、県外事業者の相次ぐ参入等が発生しているため、県内中小企業の受注機会が図られているとは言い難い状況にあります。

また、中小企業者で組織される官公需適格組合は、官公需の受注に対し意欲的であり、かつ受注した契約は十分に責任をもって履行できる経営基盤が整備されている組合であることを国が証明しており、「中小企業者に対する県の官公需契約の方針」の中でも官公需適格組合等の活用が明記されておりますが、現状、官公需適格組合を含めた中小企業者の受注機会が十分に確保されているとは言えない状況にあります。

中小企業者及び官公需適格組合等が官公需の受注を確保していくためには、個々の自助努力が必要であることは当然であります。自ずと限界があります。

つきましては、地域経済を支える中小企業及び官公需適格組合等に対し、十分な官公需確保対策が実施されますよう、以下の事項について要望いたします。

要 望 事 項

1. 官公需適格組合の積極的な活用を図ること

官公需適格組合は、受注体制が整備されている旨を中小企業庁が証明した組合であり、県の官公需契約の方針にも明記されている。

しかし、地方公共団体等各発注機関における認識の度合いは低く、その活用は不十分な状況にある。

については、地方公共団体等各発注機関に対して、より一層の官公需適格組合制度の周知徹底を図るとともに、発注に当たっては、価格のみを評価するのではなく、品質も同等に評価し、官公需適格組合の積極的な活用を要望する。

また、指定管理者制度における指定管理者の選定に当たっても、地元中小企業者で構成される官公需適格組合の活用を併せて要望する。

2. 地元中小企業及び中小企業組合の活用推進に努めること

地元中小企業及び中小企業組合は、地域産業の振興、雇用の創出、ライフラインの整備等地域経済を支える存在として重要な役割を果たしていることから、地元中小企業及び中小企業組合の地域貢献活動等を積極的に評価し、受注機会の確保に努めることを要望する。

3. 条例等の作成を通じて地方公共団体に対する 官公需施策の普及に努めること

条例や入札規則等において、中小企業者及び中小企業組合の官公需における受注機会の確保を規定するなど、地方公共団体の取組みの推進を要望する。

4. 少額随意契約の積極的な活用に努めること

予算決算及び会計令並びに地方自治法施行令により設けられている少額随意契約制度は、発注機関の事務の効率化、迅速性を要する公共施設の維持、ライフラインの保全等に効果的である上、地元中小企業及び中小企業組合の育成や地域経済の活性化に繋がることから、同制度の積極的な活用を要望する。

5. 分離・分割発注の推進に努めること

分離・分割発注は、実施方法によってはコスト縮減に繋がるとともに、工事・サービス等納入物件の質的向上を実現するものである。

については、一括発注による発注規模の大型化を避け、きめ細かな分離・分割発注に努め、中小企業者及び中小企業組合の受注機会の増大を図ることを要望する。

6. 価格のみではなく、品質、地域貢献、雇用創出等を総合的に勘案し、受注者を決定する制度の導入に努めること

公共調達の実施に当たっては、透明性、競争性、公平性の確保が重視されなければならないが、総合評価制度の導入が図られているものの、現状は価格を優先した状況となっている。このため、競争性の導入とあいまって安値の受注が発生し、業界の混乱や中小企業の経営基盤の弱体化を招く結果となっている。

また、公共調達は地域経済の基盤形成とも深く関連していることから、最終消費者である住民の利益となる品質、安全性、防災、地域社会への貢献、地域雇用の創出等を総合的に勘案して受注者を決定する方式の導入を検討することを要望する。

7. ダumping入札を排し、適正価格での発注に努めること

(1) ダumping入札の排除措置を講ずること

県では、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を導入しているが、これを厳格に運用するとともに、同制度は一部の市町村しか実施されていないため、未実施の市町村に対し、同制度の導入を働きかけることを要望する。

(2) 最低制限価格制度の拡充に努めること

現在、最低制限価格制度の対象となっていない物品の購入、特に官公需特定品目については、早急に同制度を導入し、適正価格での発注に努めることを要望する。

8. 災害時応援協定を締結している官公需適格組合等に対し、平時から随意契約等の配慮に努めること

官公需適格組合等と地方公共団体が災害時応援協定を締結することは、災害時の地域住民の安全とライフラインの確保により、被害の拡大を未然に防ぎ、地域公共団体の機能停止を防ぐことができる。

しかし、災害時応援協定の締結のみに留まり、平時からの発注がないことも一部にみられる。災害時に地方公共団体とスムーズな連携を図り迅速に災害対応するためには、平時から取引を行うことが重要である。

市町村に対し、被害拡大の防止を図るため、災害時応援協定を締結している官公需適格組合及び地元中小企業に対し、平時からの分離・分割発注、随意契約等の配慮を図ることを要望する。